

令和8年（ワ）第1603号 差止請求事件
原告 特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
被告 e c x i a 株式会社

5

原告準備書面 1

令和8年9月15日

10 札幌地方裁判所 民事第1部合議係 御中

	原告訴訟代理人弁護士	竹之内	洋人
	同	上山田	光洋
	同	上稲垣	佳典
15	同	上櫻庭	陽向
	同	上原	琢磨

第1 契約条項4について

1 被告の主張について

20 被告は、最低利用期間6か月で違約金2万円としていたところを（甲5）、最低利用期間4か月で違約金9350円に変更する旨（乙1）を主張している。
その根拠として、「初期設定にかかるコスト（セルフホワイトニングの入会手続きにかかる人件費やシステム利用負担額）、退会にかかるコスト（退会手続きにかかる人件費）に照らした」としている【答弁書別紙新旧対照表（2頁）】。

25 2 「入会手続きにかかる人件費」について

(1) 入会金との関係について

5 被告は、消費者からの情報提供によれば、入会時、消費者から入会金1万1000円を徴収している。入会金とは、一般的には、入会手続に要する費用のために徴収される。したがって、「入会手続にかかる人件費」は消費者から徴収する入会金によって賄われていると考えられる。例えば消費者が契約後1か月以内に解約する場合には、入会金と月会費を支払ったうえで、違約金をさらに支払う。被告の主張では、入会金で消費者から回収済みの費用を違約金で二重に回収しているおそれがある。

(2) 人件費一般と月会費、違約金との関係について

10 そもそも、事業にかかる人件費一般は、被告の事業の一般的な販管費に属する経費である。入会手続に専属の労働者を雇用しているとも考えにくい。被告が主張している人件費は、消費者から違約金のほかに徴収している月会費で回収済みであると考えられる。月会費で消費者から回収済みの費用を違約金で二重に回収しているおそれがある。

(3) 消費者契約法第9条第1項第1号の規定との整合性について

15 また、消費者契約法第9条第1項第1号は、「時期等の区分に応じ」解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を違約金の上限額と定めている。「入会手続にかかる人件費」は、契約時に支出済みであることからすれば、最低利用期間4か月という時期の区分とも整合しない。

(4) 小括

20 以上から、そもそも「入会手続にかかる人件費」は、消費者契約法第9条第1項第1号に定める平均的な損害の額を算定するにあたって考慮されるべきものではない。

3 「システム利用負担額」について

(1) 「システム利用負担額」の不明確性について

25 被告の主張する「システム利用負担額」とは、こういったシステムのこういった負担なのか、そもそも明らかではない。

(2) 経費と入会金や月会費との関係について

「システム利用負担額」が被告の内部の I T システムにかかる経費と仮定した場合、その負担額は被告の事業の一般的な販管費に属する経費であって、消費者から違約金のほかに徴収する入会金や月会費で回収済みであると考えられる。そうすると、入会金や月会費で回収済みの費用を違約金で二重に回収しているおそれがある。

(3) 消費者契約法第 9 条第 1 項第 1 号の規定との整合性について

また、前項と同様に最低利用期間 4 か月間の時期の区分とも整合しない。

(4) 小括

以上から、そもそも「システム利用負担額」は、消費者契約法第 9 条第 1 項第 1 号に定める平均的な損害の額を算定するにあたって考慮されるべきものではない。

4 「退会手続きにかかる人件費」について

(1) 被告における退会手続（解約手続）について

本件規約第 6 条第 1 項では、「乙（注：消費者）は、本サービスを解約する場合は、第 4 条で定めた月額利用料の翌支払日の 30 日前までに甲（注：被告）に告知しなければならない。」とされ、消費者からの解約の告知さえあれば、契約を解約することができる。被告は、このような解約手続にどのような人件費が生じるというのか、明らかではない。

(2) 人件費一般と月会費、違約金との関係について

前記 2 (2) のとおり、事業にかかる人件費一般は、被告の事業の一般的な販管費に属する経費である。退会手続（解約手続）に専属の労働者を雇用しているとも考えにくい。被告が主張している人件費は、消費者から違約金のほかに徴収している月会費で回収済みであると考えられる。月会費で消費者から回収済みの費用を違約金で二重に回収しているおそれがある。

5 被告に対する求釈明及び証拠の開示の求めについて

(1) 証拠等の偏在について

被告は、平均的な損害の額について、「初期設定にかかるコスト（セルフホワイトニングの入会手続きにかかる人件費やシステム利用負担額）、退会にかかるコスト（退会手続きにかかる人件費）に照らした」とだけ主張し、証拠を開示していない。被告が主張する平均的な損害の額を基礎づける情報や証拠は、すべて被告が保有している。情報や証拠の構造的な偏在から、被告において、まず自らが主張する平均的損害の額の算定根拠や証拠を具体的に明らかにすべきである。

(2) 消費者契約法第12条の4第1項に基づく要請について

以上に関連して、原告は、適格消費者団体として、被告に対し、令和7年9月10日付けで消費者契約法第12条の4第1項に基づき、損害賠償の額を予定する条項等に関する説明の要請を行った（甲12）。同条は、事業者に対し算定根拠の説明義務を課したものである。しかし、被告はこれに何ら回答することなく（甲13）、本訴に至って「初期設定にかかるコスト」「システム利用負担額」「退会にかかるコスト」という抽象的な費目を列挙したのみで、算定根拠を示さないまま、9350円が平均的損害であると主張している。被告のこれまでの対応や本訴での主張からすれば、現段階でも違約金の額について適切に説明を尽くされていない。

(3) 求釈明及び証拠の開示の求め

以上を踏まえて、原告としては、御庁に対して、被告に以下の各点について釈明をされるように求める。また、同時に被告の主張を裏付ける証拠の開示を求められるように求める。

ア 解約手数料9350円の算定について

「9350円」という金額を算定されるにあたって、「初期設定にかかるコスト」「システム利用負担額」「退会にかかるコスト」の費目ごとの具体的な内容や内訳の金額、算定式を証拠とともに明示されるべきである。

イ 最低利用期間 4 か月との時期の区分について

最低利用期間を「4 か月」とした根拠を証拠とともに明示されるべきである。

5 第2 契約条項8について

1 被告の主張について

被告は、本件規約第12条を2項に分けて、第1項を債務不履行責任、第2項を不法行為責任としたうえで、第2項について被告の損害に「(弁護士費用及び訴訟費用を含む。)」としている。

10 2 弁護士費用について

(1) 最高裁判所昭和44年2月27日判決(民集23巻2号441頁)は、「訴訟追行を弁護士に委任した場合には、その弁護士費用は、事案の難易、請求額、認容された額その他諸般の事情を斟酌して相当と認められる額の範囲内のものに限り、右不法行為と相当因果関係に立つ損害というべきである。」と判示している。最高裁判所の判例は、不法行為の場合、弁護士費用の全額を損害とするのではなく、相当因果関係の範囲内の金額のみを損害として認めている。これを受けて、裁判実務上は、①(任意交渉時を含まず)訴訟提起時にかぎって、②請求元本額の1割程度を弁護士費用の損害としている。

15

(2) 被告の改定案では、①任意交渉時や訴訟提起時の区別なく、②被告が現に支払った弁護士費用の全額を消費者に対して負担させている。その点で最高裁判所の判例法理から消費者の負担を加重している。③さらに、任意交渉の結果や訴訟における勝敗も問わず、例えば被告が請求を減縮したり、一部敗訴した場合であっても被告が支払った弁護士費用の全額を消費者が負担することになる。

20

25 3 訴訟費用について

(1) 不法行為の場合であっても、判決等において、民事訴訟費用等に関する法

律第2条に定める範囲にて敗訴者が負担し、それ以外の費用を敗訴者は負担しない。にもかかわらず、被告の改定案では、被告が現に支出した訴訟に関する費用全額につき消費者に負担を求められるかのように解されるものである。

- 5 (2) さらに、訴訟費用を損害額の一部として消費者の負担とすることを認めると、被告の請求認容判決の後に、被告が訴訟費用の確定の裁判を申し立てた場合、消費者は、主文の請求認容額のなかに訴訟費用が含まれるほかに、訴訟費用の確定の裁判でも同一の訴訟費用の負担を命じられることになり、二重の負担を受ける結果となる。

10 3 小括

以上から、被告の改定案はなお、消費者契約法第10条に該当する。

第3 契約条項14について

1 被告の主張について

- 15 被告は、契約条項14を民事訴訟法第4条第1項の規定とおりに変更したとする。

2 消費者の不利益について

- 20 (1) しかし、被告の改定案では、改定案中に「被告」の定義規定がない。そのため、消費者が「原告」になる場合には、被告（e c x i a 株式会社）の本店所在地の地方裁判所（東京地方裁判所）が専属的合意管轄裁判所になる。

- 25 (2) そうすると、被告（e c x i a 株式会社）が訴訟提起をする場合は、大半は被告の店舗所在地を管轄する裁判所にて訴訟提起を行うことができるため訴訟追行への制限は軽微である。他方で、例えば、札幌市内の消費者が原告として訴訟提起する場合は、本来であれば、民事訴訟法第5条第1号の義務履行地（消費者の住所地）や同第5号の被告の営業所や事務所所在地（消費者の住所近辺）に訴訟提起を行うことができた。にもかかわらず、上記契約

条項によりこれらが排除された結果、遠方である東京地方裁判所で訴訟追行することを強制される点で、消費者の訴訟追行が著しく制限され、消費者の利益を一方的に害するものである。

3 小括

5 以上から、被告の改定案はなお、消費者契約法第10条に該当する。

以上